

沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置

対象税目：法人税（国税）

① 措置を講じる
背景・課題
(政策目的)

○沖縄県の離島地域は、我が国の国益に貢献しながらも、遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性により、地域社会の維持が危ぶまれている。地域社会の維持のためには、離島地域における発展が不可欠であるところ、旅館業は、沖縄の離島の特色ある観光資源を生かし、優位性を発揮できる重要産業であり、当該措置により旅館業の設備投資を促進し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし、離島の振興を図る必要がある。

当該措置の政策体系
における位置づけ

○【政策】10. 沖縄政策
【施策】10. 沖縄振興に関する施策の推進

② 現行制度の概要

根拠条文：沖縄振興特別措置法第88条、第89条、租税特別措置法第45条
創設年度：平成9年度
※沖縄県知事確認制度の導入等、現行制度となったのは令和4年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○離島振興を目的に、離島地域で旅館業等を展開する事業者を対象とした税制特例措置の実施。

・対象地域：沖縄の離島地域

・対象事業：旅館業

①特別償却

▶償却割合 建物及びその附属設備（新設・増設・改修）8% ※限度額あり

▶新設等をした建物等が離島の振興に寄与するものであること等について県知事による所要の確認を受けた場合に適用

②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（百万円）	57	5	4	0.2	22	10

(出所)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)を基に内閣府にて計算

③ アクティビティ

○当該措置により、設備投資コストが高い離島地域において初期投資の負担を軽減することで離島旅館業への投資意欲を高め、高付加価値化に資する設備投資を促進し、離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の増加、ひいては離島市町村内総生産額の増加につなげる。事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、機動的に投資判断を行うことのできる当該措置により、投資を大きく後押しする。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	3	2	1	1	4	4
適用額（百万円）	248	23	18	1	94	44

(出所)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置により、旅館業に係る設備投資の初年度における税負担を軽減することで、旅館事業者の投資意欲を高める。
⑤ 短期アウトカム	指標：当該措置適用設備投資額 目標値：4.5億円 対象期間：令和4年度（1年間）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○設備投資により離島旅館の高付加価値化が図られることで、離島市町村の宿泊・飲食サービス業の総生産額が増加する。
⑥ 中期アウトカム	指標：離島市町村の宿泊・飲食サービス業の総生産額 目標値：154億円（令和5年度） 対象期間：令和4年度及び令和5年度（2年間）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○宿泊・飲食サービス業の総生産額増加により、離島市町村内総生産額が増加する。
⑦ 長期アウトカム	指標：離島市町村内総生産額 目標値：4,921億円（令和6年度） ※新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（令和7年3月。沖縄県作成）において、平成24年度から令和3年度の離島市町村内総生産額の年平均増加率（2.5%）を維持することを念頭に設定された目標値をもとに、一定の条件の下試算したもの 対象期間：令和4年度、令和5年度及び令和6年度（3年間）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
離島市町村内総生産額	最終的な政策目的の具体的な数値のため 出所：沖縄県市町村民経済計算（沖縄県）
離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業	政策目的の達成に関係するデータであるため 出所：沖縄県市町村民経済計算（沖縄県）
当該措置適用設備投資額及び付加価値額	当該措置がインセンティブとして働いている要素であるため 出所：沖縄県提供資料

●分析手法：設備投資により、企業の生み出す付加価値額がどの程度上昇し、宿泊・飲食サービス業の総生産額にどの程度寄与しているか、また離島市町村内総生産額にどの程度影響しているかを分析する。
 選定理由：当該措置は、最終的には離島市町村内総生産額の増加を目指すものであるため。

○点検の視点②（「適用を受ける者（業種・企業規模）や適用額等の分布等の実態を明らかにすべき）」について

令和4年度から実施している沖縄県知事確認を受けた事業者へのアンケート（※沖縄県実施）により実態把握を行った。（※国税、地方税の適用区別ができないため法人税（国税）の適用がない場合も含む。）

・適用者の傾向

▶令和4年度は、資本金額5,000万円未満が83%で5,000万円以上が17%、令和5年度は、資本金額5,000万円未満が90%で5,000万円以上が10%、令和6年度は、資本金額5,000万円未満が92%で5,000万円以上が8%である。年度によって多少の変動はあるが、資本金額5,000万円未満の事業者が中心となって活用している。

・取得資産の傾向

▶投資額は500万円から数億円までのものがあり、令和4年度は取得資産500万円以上1億円未満が43%で1億円以上が57%、令和5年度は取得資産500万円以上1億円未満が71%、1億円以上が29%、令和6年度は500万円以上1億円未満が73%、1億円以上が27%で、1億円以上の資産取得については、令和4年度から令和5年度に減少したものの、令和5年度以降は30%弱で推移している。

○点検の視点③（租税特別措置が企業・個人の行動変容に結びついているか等、実態に基づき政策評価を定量的に検証すべき）について

【短期アウトカム】

長期アウトカムを達成するために必要な令和4年度の離島市町村内総生産額4,684億円（※1）を踏まえ、令和4年度の目標指標として設備投資額を4.5億円（※2）としていたところ、令和4年度については設備投資額は1.5億円（※3）であった。

（※1）令和3年度の離島市町村内総生産額（4,570億円）（実績）に年平均2.5%（※4）の増加率を乗じ算出。

（※2）令和3年度の離島市町村内総生産額（実績）のうち宿泊飲食サービス業の総生産額の割合から、令和4年度に必要な離島市町村内宿泊飲食サービス業の総生産額を算出。宿泊飲食サービス業の総生産額について、令和3年度から令和4年度に必要な増加分のうち当該措置によって達成されるべき付加価値増加分を算出し、令和7年度の当該措置を活用した設備投資額と当該措置にかかる付加価値の増加分の比率から必要な令和4年度の目標設備投資額を設定。

（※3）平均設備投資額×国税適用件数（1件）として算出。（※設備投資に関し、国税、地方税の適用区別ができないため全体設備投資額の平均に法人税（国税）適用件数を乗じて算出）

（※4）新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（令和7年3月。沖縄県作成）において、記載されている数値。

【中期アウトカム】

令和5年度に離島市町村内総生産額4,801億円（※1）を達成するために、令和5年度に必要な宿泊・飲食サービス業総生産額を154億円（※2）と設定した。令和5年度の実績は未確定であるが、令和4年度の宿泊・飲食サービス業の総生産額は274億円（実績）であり、令和5年度の目標を達成している。

（※1）令和3年度離島市町村内総生産額値（4,570億円）（実績）から年平均2.5%の増加率を維持したものととして算出。

（※2）令和3年度の離島市町村内総生産額（実績）のうち宿泊飲食サービス業の総生産額の割合から、令和5年度に必要な離島市町村内宿泊飲食サービス業の総生産額を算出。

【長期アウトカム】

令和6年度の離島市町村内総生産額は、目標値4,921億円（※1）に対して、実績は未確定である。なお、令和6年度の当該措置による付加価値増加分は約2.8億円であるところ、令和6年度の離島市町村内総生産額の増加に一定程度寄与していると考えられる。

（※1）令和3年度離島市町村内総生産額実績値（4,570億円）（実績）から年平均2.5%の増加率を維持したものととして算出。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○目標である令和4年度の設備投資額4.5億円に対し、実績は1.5億円である。	○目標である令和5年度の離島市町村の宿泊・飲食サービス業の総生産額の実績は未確定であるが、令和4年度の宿泊・飲食サービス業の総生産額は274億円（実績）であり、令和5年度の目標を達成している。	○目標である令和6年度の離島市町村内総生産額の実績は未確定である。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込んだところ、特に観光産業は緊急事態宣言に伴う移動自粛等による観光客の激減によって大きな影響を受けた。コロナ禍の影響で落ち込んでいた旅館業は回復傾向にはあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたものと考えられる。 また、令和4年度から県知事における事前確認制度の導入や改修の措置対象への追加が行われたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないこと、及び制度の周知広報の不足から十分な設備投資が行われなかったと考えられる。	○離島市町村内総生産の最新値データが令和4年度までであるため、現時点では実績値での検証はできない。	○離島市町村内総生産の最新値データが令和4年度までであるため、現時点では実績値での検証はできない。

③ 政策効果等	○当該措置は、旅館業の設備投資の増加に寄与していると認められ、また、離島市町村の宿泊・飲食サービス業の総生産額の増加や離島市町村内総生産額の増加への寄与も見込まれる。		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なること、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	○沖縄の離島地域は、遠隔性、散在性、狭小性等の様々な不利性を抱えていることを考えれば、離島地域における発展は非常に重要であり、点検を踏まえても当該措置の意義は確認できた。したがって、制度の更なる周知広報を行いつつ、当該措置を継続することが妥当と考える。また、県知事確認制度により取得できるデータも活用しながら、引き続き効果検証に努める。		
-----------	--	--	--